

## 情報（社会保障）

社会保障費用統計における  
EU基準社会保障財源表の公表開始について

竹沢 純子\*

## I はじめに

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）が作成する「社会保障費用統計」（以下、費用統計という。）では、OECD基準社会支出表、ILO基準社会保障給付費収支表に加えて、2023年度より新たにEU統計局のESSPROS基準（以下、EU基準という。）に準拠した社会保障財源表の公表を開始した<sup>1)</sup>。これにより、1990年代末以降、我が国と諸外国の社会保障財源の国際比較が不可能となっていたところ、四半世紀ぶりに再び比較が可能となった。

本稿では、EU基準社会保障財源のデータ利用者への情報提供を目的として、EU基準社会保障財源表の公表経緯（Ⅱ節）、EU基準の概要（Ⅲ節）、EU基準とOECD基準、ILO基準の関係（Ⅳ節）、EU基準と財務省「国民負担率」との関係（Ⅴ節）について解説する。

## II EU基準社会保障財源表の公表経緯

「社会保障費用統計」では、同統計が準拠する国

際基準のデータベースを出所として<sup>2)</sup>、我が国と主要先進国（ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデン、アメリカ）の国際比較結果を掲載してきた。本節では、1990年代後半以降における各国際基準と費用統計の主な動きをまとめた表1に沿って、EU基準の公表経緯について説明する。

## 1 ILO新基準への移行とOECD基準の開発（第1期：1997～2010年度）

(1) ILO新基準への移行による国際比較可能性の後退

日本政府はILO社会保障費調査（Cost of Social Security, 以下ではCOSSという。）が1949年に開始されて以降、同調査の第19次1997年度調査まで社会保障制度の収支データをILOに提供してきた<sup>3)</sup>。COSSは1997年調査を最後に新たな社会保障調査（Social Security Inquiry, 以下ではSSIという。）へと移行し、SSIの調査マニュアルは2005年に公表され〔ILO（2005）〕、同調査に基づく世界社会保障報告書（World Social Security Report）とデータベース（World Social Protection Database, 以下ではWSPDBという。）が2010年に公開された<sup>4)</sup>。旧COSSでは全加盟国が同一の調査票に回答

\* 国立社会保障・人口問題研究所 企画部第三室長

<sup>1)</sup> EU基準社会保障財源のデータは、社人研が同基準マニュアルに準拠して独自に推計したものであり、EU統計局より正式に承認を受けたものではない。ただし、わが国のEU基準統計の作成にあたり不明な点は、OECD事務局がOECDのSocial Expenditure Databaseの作成にあたりEU統計局と協力関係にあることから、OECD事務局を窓口としてEU統計局へ照会を行うことにより、日本と欧州諸国の国際比較性を確保している。

<sup>2)</sup> これまでの国際比較において、ILO基準についてはCost of Social Security, OECD基準についてはSocial Expenditure Database, EU基準についてはESSPROS Databaseを出所として日本と諸外国の比較を掲載してきた。各データベースサイトのURLは文末参考に記載している。

<sup>3)</sup> 我が国におけるILO基準集計の歴史については勝又（2014）参照。

表1 EU基準公表に至るまでの経緯（1997～2023年度）

	年度	ILO基準	OECD基準	EU基準
旧社会保障給付費	1997	第19次基準調査(Cost of Social Security, 1997)を最後に更新停止		
	2004	ILO基準社会保障財源の国際比較の最終掲載(『平成14年度社会保障給付費』付録)	OECD基準社会支出の国際比較公表開始(『平成14年度社会保障給付費』付録)	
	2005	ILO新基準SSI(Social Security Inquiry)基準マニュアル公表		
	2010	ILOよりWorld Social Security Report刊行開始、SSI調査及び他の国際機関のデータに基づくWorld Social Securityデータベースを公表		
第2期	2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有識者検討会「社会保障費統計に関する研究会報告書」(2011年6月)</li> <li>・ 公的統計基本計画(第1期2009-)における社会保障給付費の基幹統計化検討の指摘を受けて、従来公表してきたILO基準、OECD基準表を基幹統計化する方針が示される</li> <li>・ ILO新基準による国際比較不可能が確定したことを受けて、将来的にEU基準により社会保障財源のデータを整備し、財源の国際比較を可能とすることが検討課題とされた。</li> </ul>		
	2012	OECD基準表、ILO基準表が基幹統計表として指定され公表開始(『平成22年度社会保障費用統計』)		
社会保障費用統計	2015～2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚労科研「社会保障費をマクロ的に把握する方法の向上に関する研究」</li> <li>・ 2011年度の有識者検討会報告書の指摘を踏まえ、EU基準マニュアルの検討、EU統計局へのヒアリング等の準備を開始</li> </ul>		
	2018	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018年3月6日閣議決定) ・2022年度末までにEU基準の公表開始が課題として指摘される		
	2019～2021	EU基準社会保障財源の試算		
	2022	過去3年度分(2018～2020年度)を参考統計としてHP掲載		
第3期	2023	『令和3年度社会保障費用統計』の一部としてEU基準の公表開始(2000～2021年度)		

出所：筆者作成。

し一律の基準による収支両面の比較が可能であったが、新SSIでは同調査票を通じて各国政府から入手するデータのほか、OECD、EUやIMFなどほかの国際機関と協定を結び補完的なデータを入手し、複数の国際基準によるデータを組み合わせることにより全世界の比較データベース(WSPDB)を構築する方法へと変わった。その結果、WSPDBにおける社会保障支出の比較は実額ペー

スの表示が回避され、対GDP比のパーセンテージの公表のみとなった。また社会保障財源はSSIの調査項目として存在するが非公表となった<sup>5)</sup>。このように、新基準への移行により、従来のCOSSを用いた収支両面の国際比較から大きく後退することが明らかになった。

<sup>4)</sup> ILOでは2003年から社会保障の適用拡大を最優先課題の一つとして活動し、社会的な保護の土台勧告(第202号、2012年)に至る一連の動きの中で、SSI調査は各国における社会保障の適用に関するデータをまとめる包括的ツールとして設計された。SSIは社会保障費用のほかに給付の水準や適用状況など幅広くデータを収集している。同調査はILO社会保障局が2010年以降3年ごとに刊行する190カ国以上の社会保障制度の適用状況等に関する「世界社会保障報告書」の基礎データと位置づけられている。

<sup>5)</sup> 財源データが非公表の理由は不明であるが、公表に耐えうる全世界の社会保障財源のデータの構築に限界があるためと推察される。

## (2) OECD基準社会支出の開発と国際比較における利用

COSSの終了により1997年度以降のデータが更新されず、新たなSSIへの移行途中にあったILO基準に代わり、2000年半ば以降の我が国において国際比較データの主流となったのはOECD基準である。OECDにおいて1990年代初頭から開発が進められてきた社会支出の初版が1996年に公表開始された。我が国では社人研が1996年度から集計を開始、1998年度からOECDにデータの提出を開始した。OECD基準による日本と諸外国の比較可能性が確立されたことを背景として、旧社会保障給付費の国際比較では2004年度結果から従来のILO基準に加えてOECD基準の掲載を開始し、翌年度からはOECD基準のみの公表に完全に切り替えた。OECD基準により支出面の国際比較が可能となったが、同基準は財源の基準がなく、国際比較が不可能な状況が続いていた。

## 2 基幹統計化とEU基準の検討開始（第2期：2011～2017年度）

2009年度から公的統計基本計画（第I期）が始まり、同計画において、旧社会保障給付費の基幹統計化の検討が指摘された。これを受けて、基幹統計化に向けて有識者の意見を聴取する場として2010-2011年度に社人研に「社会保障費統計に関する研究会」が設置された。同研究会報告書〔国立社会保障・人口問題研究所（2011）〕では、ILO基準表に加えて、国際比較が可能なOECD基準表を基幹統計化すべきこと、将来的に財源の国際比較が可能なEU基準表の公表が今後の検討課題とされた。

社会保障給付費は2012年に国の重要な統計である基幹統計に指定された。指定を機に社会保障費用統計に名称が変更され、ILO基準、OECD基準ともに基幹統計表の指定を受けた。「平成22年度社会保障費用統計」以降、公表資料の本編に従来の

ILO基準に加えてOECD基準が収録された<sup>6)</sup>。

## 3 公的統計基本計画におけるEU基準の指摘と公表（第3期：2018～2023年度）

2011年度の研究会報告書〔国立社会保障・人口問題研究所（2011）〕の指摘を踏まえ、厚労科研「社会保障費をマクロ的に把握する方法の向上に関する研究」（2015-2017年度）において、EU基準マニュアルの翻訳整備と定義に沿った作成方法の検討、EU統計局へのヒアリング等の準備を開始した。さらに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第III期）において、2022年度末までに、EU基準に準拠した財源の統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し公表を開始することとされた。

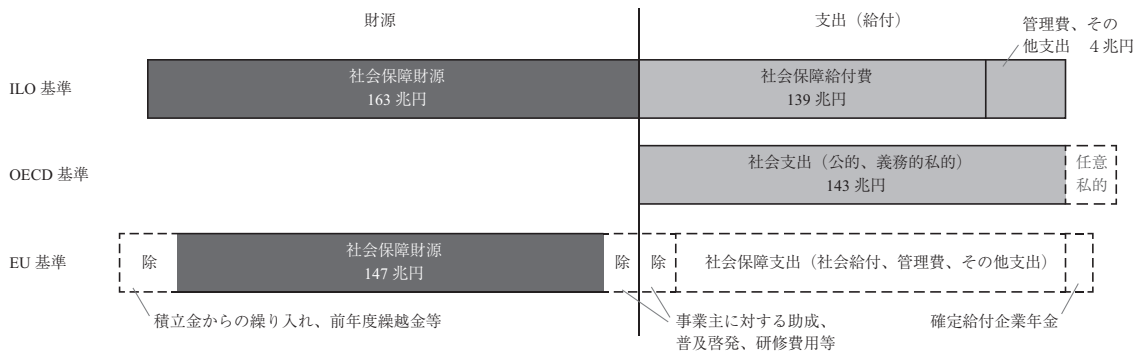
社人研では、厚労科研における検討を基に2019-2021年度の間EU基準社会保障財源の試算を行い、2022年度には過去3年度分（2018-2020年度）を参考統計としてホームページに掲載を開始した。さらに、2023年8月に公表した「令和3年度社会保障費用統計」からは2000年度以降についてEU基準社会保障財源表が本編として公表され、国際比較として欧州4カ国（ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリス）との対GDP比社会保障財源比較図の掲載を開始した。

## III EU基準とは

EUROSTAT（欧州連合統計局）では1980年代より欧州総合社会保護統計（European system of integrated social protection statistics: ESSPROS、以下では「EU基準」という。）の開発に着手し、1990年代以降、ESSPROSマニュアル〔EUROSTAT、(2022)〕に沿って社会保障制度の収支統計を作成してきた。

2023年度時点の集計対象国は36カ国、EU加盟国（27カ国）のほかに、非加盟国（5カ国）、加盟

<sup>6)</sup> 旧社会保障給付費が基幹統計となった重要な根拠は、OECD基準表が基幹統計の要件のうち「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号）に該当することであったことから、OECD基準表は従来の付録からILO基準と同等の本編の位置づけとなった。



注：金額は令和3（2021）年度である。着色部分は集計対象，点線囲み部分は集計対象外である。  
出所：『令和3年度社会保障費用統計』を基に筆者作成。

図1 社会保障費用統計の各基準における集計対象

候補国（4カ国）を含む。イギリスはEU脱退に伴い2019年度以降のデータの更新が停止している。

EU基準統計では，下記の社会保障制度の定義に該当する制度を対象としている。

下記に定義されるリスクやニーズによる経済的負担を，世帯または個人から取り除くための公的または民間機関からの全ての介入を含む。

- (1) 傷病・保健医療 (2) 障害 (3) 高齢
- (4) 遺族 (5) 家族・児童
- (6) 失業 (7) 住宅 (8) 社会的排除（他の分類に入らないもの）

EU基準の社会保障支出は，社会給付，管理費，その他の支出から構成され，このうち社会給付については，上記定義の8区分の機能別分類から成る。この分類はOECD基準社会支出政策分野別9分類と類似していることから，現在のところ，EU基準の支出面について集計公表はしていない<sup>7)</sup>。

図1は費用統計における各基準の集計対象であり，財源は濃色，支出（給付）は淡色で色づけしている。点線で囲まれた部分は集計対象外であり，EU基準については財源のみが集計対象であ

ることを示している。

#### IV EU基準とOECD基準，ILO基準の関係

本節では図1で示したEU基準とOECD基準，ILO基準の関係図を基に，集計対象・範囲の違い，集計区分の違いの二つの観点から説明する。

##### 1 集計対象・範囲の違い

(1) EU基準において集計から除外しているもの  
社会保障財源（EU基準）では，「社会保障費用統計」の巻末参考資料2-1の制度における財源が集計されている<sup>8)</sup>。ただし，家計に直接的な利益をもたらさない以下の制度の財源については集計から除外している（図1参照）。

- ・雇用保険，雇用対策，他の社会保障制度（高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業）のうち，事業主に対する助成の一部
- ・公衆衛生，社会福祉のうち，普及啓発に関する費用，医療介護等従事者の研修費用の助成等
- 雇用保険制度のうち，事業主に対し休業手当等

<sup>7)</sup> EU基準の傷病，障害は，OECD基準の障害，業務災害，傷病に対応する。また，EU基準の失業には，OECD基準の失業と積極的労働市場政策が対応する。なお，EU基準の支出面の集計については，今後利用者のニーズを踏まえて検討することとしている。

<sup>8)</sup> 最新版は国立社会保障・人口問題研究所（2023a）巻末参考資料（<https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-R03/4/R03-2-sakusei.pdf>）として公表されている。



表2 EU基準, OECD基準の集計対象制度の違い(年金を中心とする主な例)

OECD基準	OECD Social Expenditure Database			
	社会保障費用統計・社会支出			任意私的
	公的	義務的私的	任意私的	
EU基準	集計対象			集計対象外
日本	国民年金 厚生年金保険 国家公務員共済 地方公務員共済 私学共済	厚生年金基金 国民年金基金 中小企業退職金共済 社会福祉施設職員等退職手当共済	確定給付企業年金	確定拠出年金(企業型) 確定拠出年金(個人型) 退職金
スウェーデン	所得比例年金 保証年金 プレミアム年金		協約年金	

注：日本の公的、義務的私的制度については主なものであり該当する全制度を記載したのではない。

出所：OECD Social Expenditure Database, EU ESSPROS Database, 『令和3年度社会保障費用統計』を参考に筆者作成。

として従業員に帰着する費用の助成を行う雇用調整助成金等については集計対象であるが、従業員に帰着しない事業主に対する助成は集計対象外であり、その分の財源は推計により事業主拠出額から除外している。具体的には、雇用保険の事業主拠出額に、雇用保険の事業主保険料率のうち雇用保険二事業分の比率と、雇用保険二事業のうちEU基準集計対象費用の比率を乗じて、按分推計を行っている。また、高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業のうち障害者雇用納付金制度についても、障害者法定雇用率未達成の事業主が収めた納付金を財源として、各種助成金を事業主に支給するものであり、障害者である従業員に直接帰着するものではないため、集計対象外としている。

また、年金制度等における積立金からの繰り入れ、前年度繰越金など、制度内部における実質的

な収入の増減を伴わない移転についても除外している(図1参照)<sup>9)</sup>。

(2) EU基準のみ集計に含めているもの(表2)  
OECD基準は公的支出、義務的私的支出、任意私的支出<sup>10)</sup>の三層から成り、OECD SOCXデータベースには三層別に登録している。「社会保障費用統計」のOECD基準では、そのうち公的支出、義務的私的支出の合計を集計対象としている<sup>11)</sup>。一方、EU基準では公的支出、義務的私的支出に加えて、任意私的支出に計上される制度のうち確定給付企業年金制度を集計対象としている。EU基準では上記定義で民間機関からのすべての介入を含むとあるが、年金の場合、私的年金のすべてが対象という意味ではなく、後述のとおり、社会的連帯を目的として設立された基金等による制度に限定されている<sup>12)</sup>。

<sup>9)</sup> ILO基準においてはマニュアル上これらの移転が財源として計上される取扱いとなっている。一方、EU基準においてはマニュアル上、除外するルールとなっており、EU統計局にも確認済みである。

<sup>10)</sup> OECD SOCXデータベースに登録している任意私的支出は、退職金、確定給付企業年金給付、確定拠出年金(企業型)、確定拠出年金(個人型)、である。退職金は国税庁統計年報より退職所得支払金額を使用。退職金は必ずしも高齢者に限らない離職者に対する支払いであるが、その多くは引退する高齢者向けとみられ、SOCXマニュアルにおいて年金と同様の機能目的を持つ退職金を含めることとされているため計上している。

<sup>11)</sup> OECD社会支出の公的、義務的私的、任意私的の定義については、国立社会保障・人口問題研究所(2023a)巻末参考資料1主な用語の解説参照。SNAの政府諸機関分類のうち一般政府に該当する機関による支出は公的支出、一般政府以外の民間に該当する機関のうち制度の加入が義務的または奨励的なものについては義務的私的支出、任意加入のものは任意私的支出と位置づけている。巻末参考資料2-1の制度のうち義務的私的支出は厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、農業者年金基金、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、医薬品副作用被害救済制度、生物由来製品感染被害救済制度、中小企業退職者共済制度、社会福祉施設職員等退職共済制度、日本スポーツ振興センター災害救済給付、それ以外は公的支出である。

EU基準において、私的年金のうち、職域や労働組合を単位として、法律又は労使で合意した規約等に基づき基金が運用を行い、事業主が運用リスクを引き受ける場合、集計対象となる。我が国の制度において、確定給付企業年金は上記に該当するが、確定拠出年金（企業型及び個人型）は加入者が運用先を選択し、個人が運用リスクを引き受けるため、対象外と整理している。表2にOECD基準とEU基準における年金の集計対象の違いについて日本と一例としてスウェーデンを示している。

## 2 集計区分の違い（表3）

「社会保険料拠出」について、社会保障財源（ILO基準）では「被保険者拠出」と「事業主拠出」の2区分であるが、社会保障財源（EU基準）では「事業主拠出」の内訳として「現実事業主拠出」「帰属事業主拠出」<sup>13)</sup>、「被保険者拠出」の内訳として「被用者」「自営業者」「年金生活者その他」に分かれている<sup>14)</sup>。なお、EU基準の区分は、国民経済計算（SNA）との整合性を重視し、SNAに準じている。

また、社会保障財源（ILO基準）の「公費負担」と社会保障財源（EU基準）の「一般政府拠出」は、いずれも国・地方公共団体が負担する費用が計上されているが、各基準の内訳については、社会保障財源（ILO基準）においては財源の出所別（「国庫負担」「地方負担」）であるのに対し、社会保障財源（EU基準）においては財源の種類別（「目的税」「一般収入」となっている<sup>15)</sup>。「目的税」には例えばフランスの社会保障目的税である一般社会拠出金が該当する。我が国の消費税収入は、消費

表3 EU基準とILO基準における社会保障財源区分

社会保障財源（EU基準）	社会保障財源（ILO第18次基準）
社会保険料拠出	社会保険料
事業主拠出	被保険者拠出
現実事業主拠出	事業主拠出
帰属事業主拠出	
被保険者拠出	
被用者	
自営業者 注1	
年金生活者その他 注1	
一般政府拠出	公費負担
目的税 注2	国庫負担
一般収入 注2	他の公費負担
他の収入	資産収入
資産収入 注3	その他
その他 注3	

注1：「社会保障費用統計」として公表する表の項目は「自営業者・年金生活者その他」の計として表章している。  
 注2：「社会保障費用統計」として公表する表において「一般政府拠出」の内訳は掲載していない。諸外国についてはEU統計局ESSPROSデータベースより内訳を入手できる。  
 注3：「社会保障費用統計」として公表する表において「他の収入」の内訳は掲載していない。諸外国についてはEU統計局ESSPROSデータベースより内訳を入手できる。  
 出所：筆者作成。

税法において「地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」とされているが、区分経理されないため、EU基準上の「目的税」ではなく「一般収入」と整理している。日本の目的税には、医薬品副作用被害救済制度など原因企業が費用負担する制度における拠出金が該当する。

<sup>12)</sup> EUROSTAT（2022）参照。

<sup>13)</sup> 「現実事業主拠出」とは、被用者の社会保障給付の受給権確保のため事業主が社会保障制度に支払うものである。「帰属事業主拠出」とは、基金や積立金を設けずに事業主が被用者等のために拠出するものである。「帰属事業主拠出」に該当する我が国の制度は、国家公務員災害補償制度、地方公務員等災害補償制度（地方公務員災害補償基金を除く）、旧公共企業体職員業務災害である。

<sup>14)</sup> 費用統計では、国民健康保険、介護保険（第1号被保険者分）、後期高齢者医療制度、国民年金（第1号被保険者分）、国民年金基金の保険料については、統計の制約により、「被保険者拠出」の3区分（「被用者」「自営業者」「年金生活者その他」）に分けられないため、「自営業者・年金生活者その他」に合算計上している。

<sup>15)</sup> EU基準においては、財源の種類別に加えて、SNAの分類にならったセクター別（中央政府、地方政府、社会保障基金、家計、企業、対家計非営利団体）の集計区分がある。費用統計ではセクター別の集計は実施していないが、各国のデータはESSPROSデータベースより入手できる。

表4 EU基準社会保障財源と国民負担率の違い

SNA部門	収入項目		社人研 「EU基準社会保障 財源」	財務省 「国民負担率」	財務省 「潜在的国民負担率」
一般政府（中央 政府、地方政 府、社会保障基 金）	租税負担	社会保障の財源	○	○	○
		社会保障以外（防衛、農業、 社会資本等）の財源	×	○	○
	財政赤字（公債金）	社会保障の財源	○	×	○
		社会保障以外（防衛、農業、 社会資本等）の財源	×	×	○
	社会保障負担（社会保険料 拠出）	事業主拠出、被保険者拠出	○	○	○
企業（金融、非 金融）	年金基金等に対する掛金等（例：日本の厚生年金基金、 確定給付企業年金、スウェーデンの協約年金）		○	×	×

出所：筆者作成。

## V EU基準社会保障財源と国民負担率の違い (表4)

財務省「国民負担率」は、内閣府「国民経済計算（SNA）」の一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金）の収入のうち租税と社会保険料について、国民所得（またはGDP）に占める割合（租税負担率+社会保障負担率）として算出されたものである。「潜在的国民負担率」は租税負担率+社会保障負担率+財政赤字として算出される。

表4はEU基準社会保障財源と財務省「国民負担率」の違いを整理している。第一に、EU基準社会保障財源のうち一般政府拠出は社会保障の財源に充てられる租税と財政赤字（公債金）を対象とするのに対し、「国民負担率」及び「潜在的国民負担率」では社会保障と社会保障以外の財源に充てられる租税と財政赤字（公債金）を対象としており範囲が広い。SNAでは一般政府の税収のうち社会保障分の内訳が得られず、社会保障以外の防衛や農業政策、道路等の社会資本整備などの財源も広く含まれる。

第二に、EU基準社会保障財源は「一般政府」部門の収入に含まれる租税と社会保険料に加えて

「企業」部門の金融機関の収入に含まれる年金基金等の掛金等を広く含むのに対して、「国民負担率」及び「潜在的国民負担率」では「一般政府」部門が受け取る租税と社会保険料収入に限定される。「企業」部門の金融機関に位置づけられるため、国民負担率には含まれない制度の例として、日本の厚生年金基金、確定給付企業年金、スウェーデンのプレミアム年金（Premium pension fund）、協約年金（Contractual pensions）の一部が挙げられる。

我が国では、社会保障の負担の国際比較に係る政策資料において、財務省の「国民負担率」が引用されてきたが、上述のとおり、租税負担には社会保障以外の財源を含むこと、また国によっては一般政府部門ではなく企業部門に位置づけられる制度が「国民負担率」に含まれていない結果として、社会保障負担（社会保険料負担）が少なく見える場合もあることに留意を要する。一例として、スウェーデンでは年金制度の財源の6割を占める協約年金のうち大部分が企業部門に位置づけられ「国民負担率」に含まれないため、国際比較において社会保障負担率が低く見えている<sup>16)</sup>。

一方で、EU基準の社会保障財源においては、「国民負担率」が対象とする一般政府に加えて社

<sup>16)</sup> スウェーデン統計局の提供資料（2020年）によると、同国のSNAにおける社会保険料・掛金の総額（対GDP比10.1%）のうち、一般政府部門に区分される対GDP比3.4%については国民負担率に含まれるが、企業（保険会社、非金融）部門に区分される対GDP比6.7%については国民負担率に含まれない。

会的連帯の要件を満たす企業部門に位置づけられる制度が集計対象に含まれるため、対象が広がっている(表4)。

EU諸国と日本の社会保障財源の国際比較を行う際には、上述の「国民負担率」とEU基準の範囲の違いに留意を要する。

## Ⅵ おわりに

本稿では、EU基準社会保障財源の公表経緯、作成方法、他基準や国民負担率との違いなど、利用する上で基礎となる情報を整理した。EU基準データ利用の際の参考となれば幸いである。

社会保障制度の財源調達のある方は、極めて重要な政策課題であり、国民の関心も高いトピックである。その政策議論や学術研究に資するよう、EU基準社会保障財源データのさらなる改善や分析を行っていくことが課題である。本稿では例示としてスウェーデンを取り上げたが、各国のSNAとEU基準のデータの相違の解明を進める中で、不明点を各国の統計局に照会したところ、スウェーデン統計局から迅速かつ丁寧な回答を頂けたために掲載したものである。今後、ほかの国についても情報収集が得られ次第、情報提供していく。

なお、本稿の内容は執筆時点(2024年1月)のものであり、今後、国際基準の変更等に伴い定義や集計範囲の見直しが行われる可能性がある。今後の変更については、毎年「社会保障費用統計」の公表後に解説を掲載する本誌動向欄、あるいは社会保障費用統計サイト上のFAQ(よくある質問)を通じて説明を行っていく予定であり、そちらを参照されたい。

## 参考文献

- (邦文)
- 勝又幸子(2014)「社会保障の成り立ちと費用統計の歴史」, 西村周三監修, 国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障費用統計の理論と分析—事実に基づく政策論議のために—』慶應義塾大学出版会, 第1章。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2011)「社会保障費統計に関する研究会報告書」, 国立社会保障・人口問題研究所所内研究報告, 第41号, 2011年7月11日, (<https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/houkokuNo.41-201106.pdf>)
- (2023a)「令和3年度社会保障費用統計」。
- (2023b)「令和3年度社会保障費用統計—概要と解説」『社会保障研究』vol.8, no.3, pp.363-374。
- 竹沢純子(2023)「社会保障財源の国際比較—EU基準による比較」, 社会政策学会第147回大会(2023年10月7日)。
- (英文)
- EUROSTAT(2022) *European system of integrated social protection statistics ESSPROS — Manual and user guidelines — 2022 edition.*
- International Labour Office (ILO) Social Security Department(2005) *Social Security Inquiry 2005 Manual.*
- (参考) 本文で参照したデータベース
- EU ESSPROS Database (<https://ec.europa.eu/eurostat/web/social-protection/database>)
- ILO Cost of Social Security (<https://www.ilo.org/secsoc/areas-of-work/statistical-knowledge-base/cost-of-social-security-1990-96/lang--en/index.htm>)
- ILO World Social Protection Database (WSPDB) (<https://www.social-protection.org/gimi/WSPDB.action?id=15>)
- OECD Social Expenditure Database (<https://www.oecd.org/social/expenditure.htm>)

(たけざわ・じゅんこ)